

エネルギー通信 第27号

弊社太陽光発電O&Mをご利用いただき誠にありがとうございます。

今回は、太陽光発電設備を取得した方が国（経済産業大臣宛）に報告しなければならない義務についてご案内いたします。

太陽光発電設備（低圧）認定取得者の報告義務

再生可能エネルギー特別措置法によりますと、経済産業大臣が認定した太陽光発電設備を取得された方は、次の3つの報告が義務付けられています。報告先はいずれも経済産業大臣です。

名称	内容	報告時期
軽微変更	設備情報の変更を報告する	設備情報に変更が発生した時
設置費用報告	設置の状況・資本費・設置期間・連絡先を報告する	運転開始から1か月後
運転費用年報	設置の状況・運転維持費*・運転実績・連絡先を報告する	毎年1回 (運転開始から1年後ごと)

*運転維持費は現在報告していません

た場合、弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

軽微変更申請が必要な項目
氏名/企業名
代表者名
住所
電話番号

設備費用報告・運転費用年報

この2つの報告につきましても、弊社から太陽光発電設備をご購入いただき、管理業務委託契約を結んでいる場合、弊社で申請の代行を行つておりますので、お客様は特に意識する必要はありません。今後、弊社にてメンテナンスを行わなくなつた場合は、お客様ご自身で運転費用年報を報告していただくことになります。

また、弊社から設備を購入していない設備についてましても、申請代行を行いますのでお申し付けくださいませ。（別途代行費用が発生します。）

弊社から購入していない設備の申請代行費用（低圧1区画あたり）
設置費用報告 30,000円
運転費用年報 10,000円
軽微変更 5,000円

詳細をご確認になりたい方は経済産業省、資源エネルギー庁のHPより『再生可能エネルギー』のページをご参照ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/intel_setsubi.html

各種申請に関するお問い合わせ

営業本部 営業推進課 村田・石井

弊社から太陽光発電設備をご購入いただいている場合は、弊社で申請の代行を無償で行っていますので、お客様は特に意識する必要はないのですが、設備情報に変更が発生した時は、『軽微変更』申請を行う必要がありますので、次に示す項目に変更が発生し